

平成十八年四月十八日受領
答弁第二一一二号

内閣衆質一六四第二一二号

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出杉原千畝元在カウナス日本国領事代理に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出杉原千畝元在カウナス日本国領事代理に関する第三回質問に対する答弁書
一について

平成三年十月六日における当時の鈴木宗男外務政務次官とランズベルギス・リトアニア共和国最高会議議長との会談について記録した文書は、先の答弁書（平成十八年四月四日内閣衆質一六四第一八一号）三についてで述べた文書のみであり、当該文書においては、杉原千畝在カウナス領事館副領事（当時。以下「杉原副領事」という。）について言及されていない。

二について

外務省に保管されている文書により確認できる範囲では、平成三年十月、当時の鈴木宗男外務政務次官は、リトアニア共和国において、ヴァグノリユス首相、サウダルガス外相及びチウリニカス・カウナス市長と会談した。チウリニカス・カウナス市長との会談について記録した文書において、杉原副領事について言及されている。

三について

平成三年十月、杉原副領事の勇氣ある行動はユダヤ系社会を中心として高く評価されており、外務省と

してもリトアニアとの外交関係開設の機会に改めて杉原副領事の功績をたたえるものである旨、杉原副領事が訓令違反を理由として退職を命ぜられたとは考え難いが、この点についての議論に深く立ち入ることがないようにする旨等が記載された文書が、外務本省から在ソビエト連邦日本国大使館等に対し送付されている。

なお、杉原副領事が外務省を退職した理由については、先の答弁書（平成十八年三月二十四日内閣衆質一六四第一五五号）の六について述べたとおりである。